

会費規則

第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）定款第5条及び第7条第3項の規定に基づき、賛助会員及びグループ会員から社員とすべき者を定める手続き及び学会の会費に関わる事項を定める。

第2条（会費）

学会定款第5条に規定する会員の種別及び社員の規定に基づき、年会費を以下の各号のとおりとする。

- 一 正会員 10,000 円
 - 二 学生会員 3,000 円（ただし、社会人学生については、正会員と同額の会費とする。）
 - 三 賛助会員 1口 100,000 円
 - 四 グループ会員 50,000 円
 - 五 名誉会員 会費免除
- 2 年会費は入会の時期にかかわらず、事業年度末までの会費とする。
 - 3 納入された会費は返還しない。

第3条（グループ会員及び賛助会員）

賛助会員にあつては、1口につき、その法人に所属する2名を社員として登録することができる（以下、「賛助会員正登録者」という。）。また、賛助会員正登録者1名につき、9名を賛助会員準登録者として追加登録できる。

- 2 賛助会員正登録者及び準登録者を会員とする。
- 3 グループ会員にあつては、グループ会員正登録者1名を社員とし、4名をグループ会員準登録者とすることができる。
- 4 グループ会員正登録者及び準登録者を会員とする。

第4条（会員の権利等）

正会員の特典として、予め登録した分科会の情報がメールで通知され、参加することができる（正会員で、分科会・研究懇談会の開催通知等の情報を郵送により受ける場合には、2件目以降について、1分科会・研究懇談会にあたり1,000円の分科会情報通信料が発生する）。

- 2 学生会員には、正会員と同等な学会参加資格がある。
- 3 賛助会員正登録者・準登録者には、正会員と同等な学会参加資格がある。
- 4 グループ会員代表者・準登録者には、正会員と同等な学会参加資格がある。

5 名誉会員には、正会員と同等な学会参加資格がある。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。